

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大津町は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県大津町長

公表日

令和5年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づく保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付と費用に関する事務、サービス検索・電子申請機能での受領
③システムの名称	総合健康管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第49項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二 第26項、第56の2項、第69の2項、第70項、第87項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大津町 総務部 総務課 行政係 〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地 電話096-293-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大津町 健康福祉部 健康保険課 母子保健係 〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1156番地3 電話096-294-1075

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	IVリスク対策			事後	評価書様式の修正に伴う追加
令和1年6月24日	8.連絡先	健康推進係	母子保健係	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月29日	令和1年6月24日	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月29日	令和1年6月24日	事後	
令和2年1月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	母子健康手帳の交付に関する事務	母子保健に関する事務		番号法の改正による見直し
令和2年1月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法の規定に基づき、母子健康手帳の交付、母子健診情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。 特定個人情報を以下の業務で取り扱う。 ①妊娠の届出 ②母子保健法による母子健康情報の管理 ③母子健康手帳の交付	母子保健法に基づく保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付と費用に関する事務		
令和2年1月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1.健康管理システム 2.宛名管理システム	総合健康管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー		
令和2年1月30日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	1.母子手帳情報ファイル 2.母子健康情報ファイル	乳幼児管理ファイル		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 49の項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第49項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条		
令和2年1月30日	I 関連情報 4..情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 56の二の項 (別表第二における情報照会の根拠) 56の二の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二 第26項、第56の2項、第69の2項、第70項、 第87項		
令和4年2月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる 情報連携 ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二 第26項、第56の2項、第69の2項、第70項、 第87項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 別表第二 第26項、第56の2項、第69の2項、第70項、 第87項	事後	
令和4年2月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	住民福祉部 健康保険課	健康福祉部 健康保険課	事後	
令和4年2月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報保護ファイル の取扱いに関する問い合わせ	大津町 住民福祉部 健康保険課 母子保健係	大津町 健康福祉部 健康保険課 母子保健係	事後	
令和4年2月18日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月29日	令和4年2月18日	事後	
令和4年2月18日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月29日	令和4年2月18日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づく保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、 妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付と費用に関する事務	母子保健法に基づく保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、 妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付と費用に関する事務、 サービス検索・電子申請機能での受領	事前	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合健康管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー	総合健康管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事前	